平成２１年（フ）第３１０号
富山市布目2294番地２　ふるさとのあかり布目の家、前住所富山市中川原207番地４　高原ハイツ202号
債務者　常田　　勉
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野　由雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１８号
岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保186番地５
債務者　常石　　茂
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８０４号
岩手県紫波郡紫波町片寄字川原84番地４
債務者　髙橋　博行
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須山　通治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第９８号
岐阜県高山市石浦町９丁目341番地２　サンビレッジ石浦Ａ棟102
債務者　野中　**靜**雄
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１６５５号
さいたま市緑区大字中尾2177番地
債務者　星　　奈美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金野　俊男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６２号
埼玉県川口市青木１丁目18番５―1011号
債務者　來迎　健治
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第１４９号
山形県鶴岡市大山３丁目２番14号
債務者　有限会社和可奈鮨
代表者代表取締役　富樫　　徹
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１３６号
北海道滝川市東町７丁目９番５号　東町第２コーポＡ棟202号室
債務者　広瀬　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
北海道砂川市西２条北17丁目２番３―21号
債務者　鈴木　雅博
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
北海道樺戸郡浦臼町字オサツナイ315番地の163
債務者　熊谷　明美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
北海道滝川市本町５丁目４番11号
債務者　飯塚　有紀
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
北海道樺戸郡新十津川町字中央49番地６
債務者　山本　令奈
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
北海道砂川市東４条南５丁目１番11号
債務者　澤口ゆかり
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
北海道赤平市平岸曙町６丁目４番地５
債務者　立野紀代子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
北海道滝川市空知町１丁目８番14号
債務者　長谷川秀子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
北海道滝川市滝の川町西３丁目３番９―9201号　見晴団地
債務者　窪田　春美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
北海道滝川市滝の川町西３丁目３番９―9201号　見晴団地
債務者　梅津　　樹
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第６２９号
岩手県岩手郡雫石町八卦６番地１
債務者　唐芳　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部